

# フットサルスクエア京都南 会員規約

2020年11月1日改訂

## 第1条 (名称)

当クラブは、フットサルスクエア京都南・フットサルスクエア京都南横大路と称する。(以下「フットサルスクエア」という)

## 第2条 (目的)

当クラブは、フットサルの発展・普及につとめ、施設の利用を通して会員及びフットサル愛好者の健康作りに寄与する。

## 第3条 (管理・運営)

当クラブは、株式会社メゾネット(以下「会社」という)が所有し、かつ会社又はその指定する者が管理・運営する。

## 第4条 (入会資格)

当クラブに入会できる者は、当クラブの趣旨に賛同し、フットサルスクエア会員規約(以下「本規約」)という。)を承諾した者で会社が入会を承認した者とする。

## 第5条 (入会手続)

当クラブに入会しようとする者は、会社の承認を受けた後、所定の申込み手続を行い、チーム登録料を納入しなければならない。

## 第6条 (会員登録料)

チーム登録料は会社の定める金額とし、納入したチーム登録料はいかなる場合もこれを返還しない。

## 第7条 (会員の登録)

- (1) 会員の登録はチーム単位とし、1チーム代表者1名、副代表者2名として登録する。
- (2) 登録した会員の住所や連絡先等に変更が生じた場合、会社又はその指定する施設に速やかに届け出るものとする。

## 第8条 (会員資格の有効期限)

会員資格の有効期限は、入会した日から1年間とし、有効期間満了前に登録料を納入し、会社の承認を受けた場合には更に1年更新することができる。会員更新は有効期限の1カ月前から行えるものとする。

## 第9条 (利用料金)

利用料金は、別に定める金額とし、利用時間までに納入しなければならない。

## 第10条 (キャンセル料)

予約をキャンセルした場合は、別に定めるキャンセル料を支払わなければならない。

## 第11条 (休会)

当クラブは、会員資格の期間中は、原則として休会は認めない。

## 第12条 (退会)

会員が会員資格の有効期間中に退会する場合には、会社に所定の退会届けを提出しなければならない。

## 第13条 (除名等)

会員及びその同伴者が、次のいずれかに該当した場合、除名することがある。

- ① 本規約及び当クラブの諸規則および施設利用上の注意事項に違反したとき。
- ② 当クラブの名誉と信用を著しくきずつけたとき。
- ③ 当クラブに対する諸支払を1ヵ月以上滞納したとき。
- ④ 当クラブ及び来場者に著しく迷惑をかけたとき。
- ⑤ 事前の連絡なしでキャンセルしたとき。
- ⑥ コートをレンタルする意志がないのにコート予約をした時、又はそう会社が判断した時。

## 第14条 (会員資格の喪失)

会員は、退会・除名等によりその資格を喪失する。

## 第15条 (会員資格の譲渡禁止)

会員は、その資格を他の者に譲渡することはできない。但し更新時に代表者及び副代表者を変更することができる。

## 第16条 (施設利用の限度)

会員は、本規約及び当クラブの諸規則並びに本施設の係員の指示に従って、施設を利用することができる。ただし、会社は特別行事、委託行事、サッカースクール等のイベントの開催や施設の改修等やむを得ないと認めた場合、一定の期間または時間を定めて、施設の利用を制限することができる。

## 第17条 (駐車場の利用)

会員は、当クラブの利用に限り、会社の指定する駐車場を利用することができる。

## 第18条 (損害賠償責任)

会員は、当クラブの利用中、自己の責に帰すべき事由により当クラブまたは第三者等、人的・物的に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

## 第19条 (免責事項)

- ① 会社又はその指定する者は、会員が当クラブの利用に際して生じた盗難・傷害等の事故については一切の責任を負わない。
- ② 会員は、当クラブの利用に際しての怪我及び事故等に関しては、各自・各チームが責任をもって傷害保険等に加入し、対処しなければならない。

## 第20条 (休業)

当クラブは施設の保守・点検等のため、又は、やむを得ない事由が生じた場合、休業することがある。

## 第21条 (個人情報の利用目的)

入会時に登録された個人情報は、以下の利用目的に使用します。

- ① 会社が所有する施設のサービス、イベント、商品のご案内。
- ② 会員が WEB コート予約を利用する際のログイン情報。
- ③ 会員の WEB 予約、キャンセル、ポイント履歴に関する通知。
- ④ 当クラブの施設利用に関する確認の連絡が必要なとき。
- ⑤ 会員からの問い合わせに対する回答。
- ⑥ 会員は、当クラブ退会后、個人情報の利用停止を希望する場合は、当クラブに個人情報の利用を停止する申請を行うこととする。当クラブは会員から個人情報の利用停止の申請を受けることにより、会員の個人情報の利用を停止することとする。

## 第22条 (個人情報の共有)

会員は、会員の個人情報を以下に記載する会社との間で、共同利用することに同意するものとする。

社名	サイト名	用途
株式会社ラクシーズ	LaBOLA(ラポーラ)	コート予約、イベント予約、ポイント、会員情報の管理

## 第23条 (コート予約について)

- ① 会員はコート予約をフットサルスクエアの公式ホームページ（以下「公式ホームページ」）という。）から予約することができる。
- ② 会員はコート予約の際に自身のメールアドレスとパスワードの登録が必要なことに承諾するものとする。
- ③ 会員はコート予約を90日前の午前0時から取ることができる。
- ④ 会員のコート予約回数に制限はないが、月に2回以上のキャンセルが相次いだ場合、又は悪質なキャンセルについては除名とする。

## 第24条 (コート予約の制限)

一日のコート予約時間の制限は無制限とする。但し、4時間以上のコート予約については別途所定の申込フォーマットより申請しフットサルスクエアの承認を以って予約を取ることが出来るものとし、利用日の30日前までに利用料金の全額を納入しなければならない。また4時間以上の予約については雨天等による当日のキャンセルはいかなる場合も無効とし、既に支払済みの利用料金の返還は出来ないものとする。（但し大雨・暴風雨警報の発令及び降雪によりプレイが不可能な場合は除く。）

## 第25条 (会員証の提示)

当クラブを利用する際は、その都度会員証を提示しなければならない。

会員証の提示が無い場合は、会員のサービス、特典を受けることができない。

## 第26条 (ポイント)

- ① ポイントの付与及び特典については、フットサルスクエア公式ホームページにて公表され、会員が各自確認するものとする。
- ② フットサルスクエアはポイントの還元率及びポイント特典の内容を会員に事前の承諾を得ることなく、変更することができる。その場合は、原則とし1ヵ月以上前に、公式ホームページにて掲載する方法により、会員に発表する。
- ③ ポイントの有効期限は会員の有効期限満了日とし、第8条の手続きをもってポイントを持ち越すことができる。

## 第27条 (会員規約の適用と変更)

- ① 本規約に同意しない場合、本会の会員となることはできない。
- ② 別紙、会員入会の申込み用紙にて登録した時点で本規約の内容に同意したものとみなされる。
- ③ 本規約は、全ての会員チーム及び会員チームに所属するメンバーに適用されるものとする。
- ④ チームの代表者はチームに所属するメンバー全員に本規約を周知し順守させる責を負うものとする。
- ⑤ 本規約は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。その場合は、原則とし1ヶ月以上前に、公式ホームページに掲載する方法により、本規約の変更内容を会員に発表する。  
但し、文言の修正等変更が軽微な場合又は変更内容が会員に不利益を与えるものでない場合、事前の告知を省略できるものとする。

## 第28条 (付則)

本規約は入会時より有効とする。

## 第28条 (特記事項)

当クラブは令和3年3月31日にフットサルスクエア京都南横大路を閉店する。

会員は、令和3年3月31日以降、フットサルスクエア京都南横大路を利用することができないことに同意する。

株式会社メゾネット  
フットサルスクエア京都南  
京都市伏見区竹田青池町 135  
075-642-2036  
support@2036.jp

# 施設ご利用上のお願い

2020年11月改訂

フットサルスクエア京都南では、全てのお客様に安心、安全、快適にご利用いただくために、以下の注意事項を定めております。

以下の注意事項に違反しての事故、怪我、盗難、トラブルにつきまして当店は一切の責任を負いません。予めご了承ください、各種保険に加入されることをお勧めいたします。ルールを遵守いただき、快適なフットボールライフをお楽しみくださいませ。

## 1. コートご利用後は次のチームとスムーズに交代して下さい

- ・コートに設置している時計にあわせて、次に利用されるお客様とスムーズに交代してください。
- ・観覧席も、ご利用時間のチームが優先となります。利用時間が終了するまでに、荷物を纏めておきましょう。
- ・ご利用時間を過ぎててもコートを利用されているチームは5分単位で追加料金の徴収又はポイントを減算させていただきます。
- ・各コート最終利用チーム終了後、15分で消灯、30分で退店となっております。ご理解、ご協力お願いいたします。

## 2. 施設内は全て禁煙・禁酒です

- ・施設内は全て禁煙、禁酒です。施設内で喫煙、飲酒された方は、発見次第ご退場いただけます。
- 喫煙は、力の湯駐輪場にありますが喫煙スペースをご利用ください。
- 外部で飲酒をされてからのご利用も禁止しております。

## 3. コートご利用上の規則

- ・防球ネットの高さを超えるボールは蹴らないでください。原則サッカーボールの使用は不可としております。
- ・原則、当社がレンタルしているボール以外の使用は禁止しております。
- ・コート内でのお食事は禁止しております。クラブハウスおよび観覧席をご利用ください。
- ・夜露、雨天、霜などでピッチが滑る場合がありますので十分に気を付けてください。怪我について当店は一切の責任を負いません。

## 4. 施設ご利用上の規則

- ・更衣は更衣室をご利用ください。外での更衣は公然猥褻罪になる場合があります。
- ・レンタル品を紛失された場合は、以下の紛失料を徴収いたしますが、見つかれば次第返金させていただきます。  
ボール、シューズ、グローブ 3,000円 / ウェア、ソックス、ロッカーキー 2,000円 / ビブス、レガス、タイマー 1,000円
- ・暴言、暴力、威嚇、不快な行為は警察に通報します。その後のご利用も禁止させていただきます。
- ・施設ご利用中の怪我、事故、盗難につきまして当店は一切の責任を負いません。貴重品ボックスをご利用ください。
- ・近隣住民の方のご迷惑となる、道路の妨げ行為(道に広がって歩く、道に座り込む)、路上駐車は禁止します。
- ・近隣住民のご迷惑となる為、22時以降は、笛、大声、奇声等の行為を禁止します。
- ・23時以降、未成年の方のご利用はできません。親権者の承諾書の提出が必要となります。
- ・雷鳴が聞こえた場合は、速やかにプレイを中断し、屋内に避難してください。
- ・落雷による停電、雨や雪などの一時的な自然現象についてのプレイ中断による、コート代の返金はありません。
- ・アイシング用の氷は、クラブハウスに設置しております製氷機をご利用ください。
- ・AEDはクラブハウスに設置しております。